「本庄市地域防災計画(案)」に対する意見と市の考え方

「本庄市地域防災計画(案)」に対するパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をいただきありがとうございました。 提出された意見と市の考え方を以下のとおり公表いたします。

- 1. 意見等の募集期間:平成30年1月10日(水)~平成30年2月9日(金)
- 2. 意見等の受付人数:1人 4件(提出方法の内訳:持参1人)
- 3. 提出された意見等および市の考え方

	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
①	・防災計画(案)にある要配慮者と、本庄市が制度として行っている「災害時要援護者避難支援制度」の要配慮者と要援護者の違いを説明してください。	地域防災計画(案)の「要配慮者」は、「高齢者、障害者及び乳幼児等、防災上の配慮を要する方々」で、災害時要援護者避難支援制度の「要援護者」は、上記「要配慮者」のうち、「災害時において自らを守るための適切な行動が困難な高齢者や障害者などの方々」で、この支援制度の対象となる人は、「地域での支援を希望する方であって、支援を受けるのに必要な自己に関する個人情報を提供することに同意した在宅の方」としています。 なお、災害時要援護者避難支援制度には、「要配慮者」の記載はございません。
2	【170ページ 第4情報通信手段の確保 3住民への情報伝達】 (4)要配慮者への情報伝達の文中、 「災害時に的確かつ迅速な情報伝達活動を行うため、(略)近隣住民、 民生委員・児童委員及びボランティア等を活用し、(略)情報伝達の	左記の近隣住民や民生委員・児童委員などは、過去の災害時の事例から、情報伝達支援者の代表例として挙げたものですが、一方で、内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に、市町村は、有資格者を確保し、避難所では対応できないニーズ(手話通訳者等の応援派遣)に

	整備を図る。」とあるが、「情報保障者(手話通訳者、外国語通訳者など)」を加え特記すべき	対応する。」とあり、また、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」においても、要配慮者への情報提供の方法について「聴覚障害児者に対する手話通訳による伝達」及び「外国人に対する通訳を配置」とあることから、災害発生時における情報伝達の支援者についても、手話通訳者等を追加することとします。ただし、「情報保障者」という言葉は一般的に使用されていないため、以下のように修正します。(4)要配慮者への情報伝達(略)近隣住民、民生委員・児童委員、手話通訳者、外国語通訳者及びボランティア等(略)
3	【182ページ 第8ボランティアとの連携 1受入れ体制の整備】 (3)ボランティア種別の表中の「専門ボランティア」の「内容」中、 ・「手話」を「手話通訳者」に訂正してください。「手話」は言語です。 ここでは資格を有するものとしての記載なので「手話通訳者」です。	ご意見のとおり、表中の「専門ボランティア」の「資格・職能を有しているもの」は、資格者等の名称を表記したものですので、「手話」を「 <u>手話通訳者</u> 」に修正します。
4	【182ページ 4専門ボランティアの登録・活動調整 (1)専門ボランティアの登録】の中で、災害ボランティアセンターが、専門ボランティアとして登録するボランティア活動の例示一覧において、・ア〜カの次に「キ コミュニケーションボランティア」を追加し、「キ コミュニケーションボランティア」と特記すべき。手話通訳者、外国語通訳者などが当てはまる。	専門ボランティアとして登録するボランティア活動の例示については、多種にわたる専門ボランティア活動を分野ごとにまとめた名称として掲げていますが、ご意見にあるように、障害者や外国人の方々への情報伝達を支援する専門ボランティアも必要であることから、以下のように追加します。 なお、「コミュニケーションボランティア」は、言葉の定義付けがされておりませんので、埼玉県地域防災計画に記載の用語を活用し、以下のように修正します。 ・・(略)・・ ** 障害別の専門ボランティア ク 外国語通訳ボランティア

_	
	また、専門ボランティアとして登録するボランティア活動の例示であるアからクについては、主なもの例示であるため、本文1行目の「次に示すボランティア活動」の後に「等」を加え、「次に示すボランティア
	活動 <u>等</u> 」と修正します。